

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則	福 祉 保 健 課
◎ 告 示	
・一般競争入札の参加者の資格等	市 町 村 課
○長崎県営土地改良事業の施工に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱の一部改正	農 村 整 備 課
◎ 公 告	
・一般競争入札の実施	市 町 村 課
・測量の実施	建 設 企 画 課

## 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和7年5月27日

長崎県知事 大石 賢吾

### 長崎県規則第32号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則  
災害救助法施行細則（昭和35年長崎県規則第42号）の一部を次のように改正する。  
様式第7号中「第31条」を「第32条」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。  
附 則  
この規則は、令和7年6月1日から施行する。

## 告 示

### 長崎県告示第289号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和7年5月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 調達する物品の種類  
調達する物品の種類は、次のとおりとする。  
住民基本台帳ネットワークシステム代表端末及び業務端末等の賃貸借及び保守
- 2 競争入札に参加することができない者  
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当

する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。

- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

### 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

#### (1) 申請の時期

この告示の日から令和7年6月9日17時00分までとする。

#### (2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

#### (3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

##### ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

##### イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市区町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

#### (4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

#### (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2881

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

### 4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

### 5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行

政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のイからロまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第290号

長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱（平成15年長崎県告示第946号）の一部を次のように改正し、令和7年6月1日以後に締結する委託契約から適用する。

令和7年5月27日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(委託契約) 第4条 略 2～4 略 5 第3項の委託契約の受託者（以下「受託者」という。）は、委託事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により承諾を得た場合にはこの限りでない。 (契約の解除) 第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託解除通知書（様式第7号）により委託契約を解除することができる。 (1)～(3) 略 (4) 受託事務に係る経費の使途及び金額が適正を欠くと認められるとき。 (5) 略 2 略	(委託契約) 第4条 略 2～4 略 5 第3項の委託契約の受託者（以下「受託者」という。）は、委託事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により承諾を得た場合にはこの限りではない。 (契約の解除) 第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託解除通知書（様式第7号）により委託契約を解除することができる。 (1)～(3) 略 (4) 受託事務にかかる経費の使途及び金額が適正を欠くと認められるとき。 (5) 略 2 略

様式第3号及び様式第3-2号を次のように改める。

様式第3号（第4条関係）

#### 換地計画等事務委託契約書

長崎県〇〇振興局長 〇〇 〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、県営〇〇事業〇〇地区換地計画等事務委託について、「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」（平成15年8月8日長崎県告示第946号。以下「要綱」という。）に基づき、次のとおり契約を締結する。

#### （目的）

第1条 この契約は、甲が土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2の規定に基づき換地処分を行うに当たり、業務の効率的な推進を図るため事務を委託することについて、必要な事項を定めるものとする。

#### （委託事項）

第2条 甲は、要綱第2条に掲げる事務のうち、別紙仕様書の事務（以下「委託事務」という。）について乙に委託する。

#### （委託期間）

第3条 この契約の期間は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

#### （委託料）

第4条 第2条の委託事務に要する経費（以下「委託料」という。）は、金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇〇〇, 〇〇〇円）とする。

#### （契約保証金）

第5条 乙が甲に納付すべき契約保証金は、免除とする。

#### （委託事務の処理方法）

第6条 乙は、要綱第5条及び第6条に定めるところにより委託事務を処理する。

2 乙は、この契約締結後速やかに工程表（様式第8号）を甲に提出する。

3 乙は、委託事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合にはこの限りでない。

#### （関係書類の整備等）

第7条 乙は、要綱第7条に定めるところにより関係書類を整備し、甲の必要に応じ報告書を提出し、又は実地調査に応じるものとする

#### （報告及び精算）

第8条 乙は、委託事務が完了したときは、要綱第8条の規定により委託事務完了届に収支精算書、当該事務委託の成果及び事業実績書を添えて30日以内に甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の届出に基づき要綱第8条第2項に定める検査を行う。

3 乙は、精算によって交付を受けた委託料に余剰金が生じたときは、これを返納しなければならない。

#### （委託料の支払方法）

第9条 乙は、委託料の支払いを受けようとするときは、前条第2項の検査終了後、要綱第11条に定める完成払請求書を甲に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認められる額については、乙の請求に基づき委託料の4割を限度として前金払をすることができる。

3 甲は、第1項の請求書を受理したときは30日以内に、第2項の請求書を受理したときは20日以内に当該金額を支払うものとする。

4 甲は、第10条の規定により委託料を減額した場合において、減額後の額が既に支払った金額を下回るときは、その金額を返還させなければならない。

(契約の変更)

第10条 甲又は乙は、この契約締結後の事情の変更等によりこの契約の変更を行う必要が生じた場合は、両者協議の上要綱第9条に定める換地計画等事務委託変更契約書により契約の変更を行うことができる。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、銀行その他の金融機関等であって日本国内に本店又は支店を有するもののうち知事が別に定めるもの及び信用保証協会に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 甲の対価の支払いによる弁済の効力は、長崎県財務会計事務電子計算処理要領に基づき、甲が支払いを予定している日の2日前(「長崎県の休日定める条例」に規定する休日を除く。)の財務会計端末機の運用時間終了時に審査済入力を行っているものについて、生じるものとする。

(甲の任意解除権)

第12条 甲は、委託事務が完了するまでの間は、次条又は第14条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、委託事務に着手すべき期日を過ぎても委託事務に着手しないとき。
- (2) 委託期間内に委託事務を完了しないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他の手続を要することなく、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) この委託事務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 乙がこの委託事務完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第16条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(暴力団等の排除に係る契約解除)

第15条 甲は、乙が長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱(平成22年9月13日施行)別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められた場合、催告その他の手続を要することなく、この契約を即時解除することができる。

2 甲が、前項の規定により、この契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合は、受託者は委託料の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払うものとする。

## (乙の解除権)

第16条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

## (解除に伴う措置)

第17条 この委託事務の完了前に解除された場合は、第8条を準用し精算を行い、乙は交付を受けた委託料に余剰金が生じたときは、これを返納しなければならない。

## (甲の損害賠償請求等)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 委託期間内に委託事務を完了することができないとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第13条又は第14条の規定により委託事務の完了前にこの契約が解除されたとき。
  - (2) 委託事務の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、甲は、その履行遅滞の日数に応じ、委託料に対し契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下、「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて計算した額（100円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額）を乙に請求することができるものとする。

## (第三者に及ぼした損害)

第19条 委託事務の履行において第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

## (乙の損害賠償請求等)

第20条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第16条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 甲の責めに帰すべき事由により、第9条の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につきその遅延日数に応じ、契約締結日における財務大臣が決定する率を乗じて割合で計算した額（100円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額）の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

## (個人情報の保護)

第21条 乙は、この契約による委託事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」

を遵守しなければならない。

(支出証拠書類の保管)

第22条 乙は、委託事務に関する支出証拠書類を整備し、これを委託事務の完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(取得備品等の引渡し)

第23条 乙は、本委託事務により取得した備品等(長崎県物品取扱規則(平成20年長崎県規則第10号)第10条第1項第2号及び第13条第1項第7号に規定するものをいう。)については、県管理物品として、委託事務完了後速やかに甲へ引き渡さなければならない。

(指導及び監督)

第24条 甲は、この契約事項の実施について、随時に指導及び監督を行うことができる。

(協議)

第25条 この契約書に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)の定めるところによるものとし、この規則及びこの契約書に定めのない事項で約定する必要があるとき、又はこの契約に関する事項について疑義が生じたときは、必要に応じて両者協議のうえ定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 委託者 住所  
氏名 長崎県〇〇振興局長 〇〇 〇〇印

乙 受託者 住所  
氏名 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 印

## 別記

## 個人情報取扱特記事項

## (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

## (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## (適正な取得)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

## (適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## (事業所内からの個人情報の持出しの禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、乙の事業所の外に持ち出してはならない。

## (目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、甲が指示したときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

## (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

## (再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

## (資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

## (業務に従事している者への周知)

第10 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して

知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(管理・実施体制)

第11 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、管理責任者を特定し、内部における管理体制及び実施体制を確保して業務に従事させなければならない。ただし、この契約により取り扱う個人情報が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に該当する場合は、乙は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者（以下「従事者等」という。）を特定し、その管理及び実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。

(従事者等に対する教育)

第12 乙は、従事者等に対し、個人情報の取扱いについての教育及び監督をしなければならない。

(特記事項の遵守状況の報告)

第13 乙は、甲から求めがあったときは、この特記事項の遵守状況について甲に対して随時又は定期的に報告しなければならない。

(検査)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の管理の状況について、随時検査することができる。

(事故報告)

第15 乙は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(派遣労働者の利用時の措置)

第16 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、派遣労働者に、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第17 甲は、乙がこの特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(個人情報の取扱いに関する罰則)

第18 この契約による業務に関し、当該業務に従事している者又は従事していた者が、法第8章に規定される行為を行った場合は、当該業務に従事している者又は従事していた者及び乙に対し、同章の規定に基づき罰則が科せられる。

(特定個人情報の取扱いに関する罰則)

第19 この契約による業務に関し、個人番号利用事務（番号法第2条第11項に規定する個人番号利用事務をいう。以下同じ。）又は個人番号関係事務（番号法第2条第12項に規定する個人番号関係事務をいう。以下同じ。）に従事する者又は従事していた者が、番号法第9章に規定される行為を行った場合は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務に従事する者又は従事していた者及び乙に対し、同章の規定に基づき、罰則が科せられる。

別紙

## 仕 様 書

## 1. 事業実施方針

換地計画実施要領（昭和49年7月12日付49構改B第1232号構造改善局長通達）に基づき実施する。

## 2. 業務項目及び数量

業 務 項 目	数 量	業 務 項 目	数 量
1. 従前図調整		13. 国有地払下げ処理	
2. 従前図再調査		14. 分筆登記	
3. 換地設計基準確定		15. 相続等代位登記	
4. 評価基準及び評価		16. 換地処分	
5. 工事後の土地評価		17. 換地処分登記	
6. 換地計画原案作成		18. 創設農用地換地処理	
7. 一時利用地の指定		19. 面的集積処理	
8. 一時利用地変更指定		20. 非農用地換地処理	
9. 換地計画書作成		21. 地役権処理（存続方式）	
10. 換地計画決定		22. 地役権処理（抹消・再設定方式）	
11. 変更計画書作成		23. 地上権処理	
12. 変更計画決定		24. 確定測量	

## 3. 業務実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

## 4. 業務施行場所

〇〇市〇〇町

## 様式第3-2号（第4条関係）

## 換地計画等事務委託契約書

長崎県〇〇振興局長 〇〇 〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、県営〇〇事業〇〇地区換地計画等事務委託について、「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」（平成15年8月8日長崎県告示第946号。以下「要綱」という。）に基づき、次のとおり契約を締結する。

## （目的）

第1条 この契約は、甲が土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2の規定に基づき換地処分を行うに当たり、業務の効率的な推進を図るため事務を委託することについて、必要な事項を定めるものとする。

## （委託事項）

第2条 甲は、要綱第2条に掲げる事務のうち、別紙仕様書の事務（以下「委託事務」という。）について乙に委託する。

## （委託期間）

第3条 この契約の期間は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

## （委託料）

第4条 第2条の委託事務に要する経費（以下「委託料」という。）は、金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇〇〇, 〇〇〇円）とする。

## （債務負担行為に基づく契約の特例）

第5条 債務負担行為に基づく契約において、各会計年度における委託料の支払額は次のとおりとする。

〇〇年度支払額	金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
	（うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）
〇〇年度支払額	金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
	（うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）

## （契約保証金）

第6条 乙が甲に納付すべき契約保証金は、免除とする。

## （委託事務の処理方法）

第7条 乙は、要綱第5条及び第6条に定めるところにより委託事務を処理する。

2 乙は、この契約締結後速やかに工程表（様式第8号）を甲に提出する。

3 乙は、委託事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合にはこの限りでない。

## （関係書類の整備等）

第8条 乙は、要綱第7条に定めるところにより関係書類を整備し、甲の必要に応じ報告書を提出し、又は実地調査に応じるものとする

## （報告及び精算）

第9条 乙は、委託事務が完了したときは、要綱第8条の規定により委託事務完了届に収支精算書、当該事務委託の成果及び事業実績書を添えて30日以内に甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の届出に基づき要綱第8条第2項に定める検査を行う。

3 乙は、精算によって交付を受けた委託料に余剰金が生じたときは、これを返納しなければならない。

## (委託料の支払方法)

- 第10条 乙は、委託料の支払いを受けようとするときは、前条第2項の検査終了後、要綱第11条に定める完成払請求書を甲に提出するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認められる額については、乙の請求に基づき委託料の4割を限度として前金払をすることができる。
- 3 甲は、第1項の請求書を受理したときは30日以内に、第2項の請求書を受理したときは20日以内に当該金額を支払うものとする。
- 4 甲は、第11条の規定により委託料を減額した場合において、減額後の額が既に支払った金額を下回るときは、その金額を返還させなければならない。

## (契約の変更)

- 第11条 甲又は乙は、この契約締結後の事情の変更等によりこの契約の変更を行う必要が生じた場合は、両者協議の上要綱第9条に定める換地計画等事務委託変更契約書により契約の変更を行うことができる。

## (権利義務の譲渡等)

- 第12条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、銀行その他の金融機関等であって日本国内に本店又は支店を有するもののうち知事が別に定めるもの及び信用保証協会に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 甲の対価の支払いによる弁済の効力は、長崎県財務会計事務電子計算処理要領に基づき、甲が支払いを予定している日の2日前（「長崎県の休日定める条例」に規定する休日を除く。）の財務会計端末機の運用時間終了時に審査済入力を行っているものについて、生じるものとする。

## (甲の任意解除権)

- 第13条 甲は、委託事務が完了するまでの間は、次条又は第15条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

## (甲の催告による解除権)

- 第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
- (1) 正当な理由なく、委託事務に着手すべき期日を過ぎても委託事務に着手しないとき。
- (2) 委託期間内に委託事務を完了しないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

## (甲の催告によらない解除権)

- 第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他の手続を要することなく、直ちに契約の解除をすることができる。
- (1) この委託事務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 乙がこの委託事務完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第17条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

## (暴力団等の排除に係る契約解除)

第16条 甲は、乙が長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱（平成22年9月13日施行）別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められた場合、催告その他の手続を要することなく、この契約を即時解除することができる。

2 甲が、前項の規定により、この契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合は、受託者は委託料の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払うものとする。

## (乙の解除権)

第17条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

## (解除に伴う措置)

第18条 この委託事務の完了前に解除された場合は、第9条を準用し精算を行い、乙は交付を受けた委託料に余剰金が生じたときは、これを返納しなければならない。

## (甲の損害賠償請求等)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 委託期間内に委託事務を完了することができないとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第14条又は第15条の規定により委託事務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 委託事務の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、甲は、その履行遅滞の日数に応じ、委託料に対し契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下、「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて計算した額（100円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額）を乙に請求することができるものとする。

## (第三者に及ぼした損害)

第20条 委託事務の履行において第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

## (乙の損害賠償請求等)

第21条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第17条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 甲の責めに帰すべき事由により、第10条の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につきその遅延日数に応じ、契約締結日における財務大臣が決定する率を乗じて割合で計算した額（100円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額）の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

（個人情報保護）

第22条 乙は、この契約による委託事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（支出証拠書類の保管）

第23条 乙は、委託事務に関する支出証拠書類を整備し、これを委託事務の完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

（取得備品等の引渡し）

第24条 乙は、本委託事務により取得した備品等（長崎県物品取扱規則（平成20年長崎県規則第10号）第10条第1項第2号及び第13条第1項第7号に規定するものをいう。）については、県管理物品として、委託事務完了後速やかに甲へ引き渡さなければならない。

（指導及び監督）

第25条 甲は、この契約事項の実施について、随時に指導及び監督を行うことができる。

（協議）

第26条 この契約書に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の定めるところによるものとし、この規則及びこの契約書に定めのない事項で約定する必要が生じたとき、又はこの契約に関する事項について疑義が生じたときは、必要に応じて両者協議のうえ定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 委託者 住所  
氏名 長崎県〇〇振興局長 〇〇 〇〇<sup>印</sup>

乙 受託者 住所  
氏名 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 <sup>印</sup>

## 別記

## 個人情報取扱特記事項

## (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

## (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## (適正な取得)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

## (適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## (事業所内からの個人情報の持出しの禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、乙の事業所の外に持ち出してはならない。

## (目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、甲が指示したときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

## (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

## (再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

## (資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

## (業務に従事している者への周知)

第10 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して

知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(管理・実施体制)

第11 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、管理責任者を特定し、内部における管理体制及び実施体制を確保して業務に従事させなければならない。ただし、この契約により取り扱う個人情報が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に該当する場合は、乙は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者（以下「従事者等」という。）を特定し、その管理及び実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。

(従事者等に対する教育)

第12 乙は、従事者等に対し、個人情報の取扱いについての教育及び監督をしなければならない。

(特記事項の遵守状況の報告)

第13 乙は、甲から求めがあったときは、この特記事項の遵守状況について甲に対して随時又は定期的に報告しなければならない。

(検査)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の管理の状況について、随時検査することができる。

(事故報告)

第15 乙は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(派遣労働者の利用時の措置)

第16 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、派遣労働者に、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第17 甲は、乙がこの特記事項の内容に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(個人情報の取扱いに関する罰則)

第18 この契約による業務に関し、当該業務に従事している者又は従事していた者が、法第8章に規定される行為を行った場合は、当該業務に従事している者又は従事していた者及び乙に対し、同章の規定に基づき罰則が科せられる。

(特定個人情報の取扱いに関する罰則)

第19 この契約による業務に関し、個人番号利用事務（番号法第2条第11項に規定する個人番号利用事務をいう。以下同じ。）又は個人番号関係事務（番号法第2条第12項に規定する個人番号関係事務をいう。以下同じ。）に従事する者又は従事していた者が、番号法第9章に規定される行為を行った場合は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務に従事する者又は従事していた者及び乙に対し、同章の規定に基づき、罰則が科せられる。

別紙

## 仕 様 書

## 1. 事業実施方針

換地計画実施要領（昭和49年7月12日付49構改B第1232号構造改善局長通達）に基づき実施する。

## 2. 業務項目及び数量

業 務 項 目	数 量	業 務 項 目	数 量
1. 従前図調整		13. 国有地払下げ処理	
2. 従前図再調査		14. 分筆登記	
3. 換地設計基準確定		15. 相続等代位登記	
4. 評価基準及び評価		16. 換地処分	
5. 工事後の土地評価		17. 換地処分登記	
6. 換地計画原案作成		18. 創設農用地換地処理	
7. 一時利用地の指定		19. 面的集積処理	
8. 一時利用地変更指定		20. 非農用地換地処理	
9. 換地計画書作成		21. 地役権処理（存続方式）	
10. 換地計画決定		22. 地役権処理（抹消・再設定方式）	
11. 変更計画書作成		23. 地上権処理	
12. 変更計画決定		24. 確定測量	

## 3. 業務実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

## 4. 業務施行場所

〇〇市〇〇町

## 公 告

### 一般競争入札の実施（公告）

物品の借入れについて、次のとおり一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年5月27日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 一般競争入札に付する事項

住民基本台帳ネットワークシステム代表端末及び業務端末等の賃貸借及び保守

##### (1) 借入物品及び数量

要求仕様書による。

##### (2) 借入物品の特質等

要求仕様書による。

##### (3) 借入期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで（60月）

ただし、代表端末及び業務端末が借入期間初日までに稼働できるよう調整すること。

##### (4) 納入場所及び条件

要求仕様書による。

##### (5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の借入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

#### 3 入札参加条件

この入札に参加を希望する者は、入札説明書の別紙要求仕様書に掲げる納入しようとする物品の機能証明書を作成し、令和7年6月19日17時00分までに提出しなければならない。また、5の部局から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、入札者の作成した機能証明書は5の部局において審査をするものとし、審査の結果、合格した者のみ入札に参加できるものとする。

#### 4 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2881

- (提出期限) 令和7年6月9日17時00分
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等  
(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3-1  
(名称) 長崎県地域振興部市町村課  
(電話) 095-895-2133
  - 6 契約条項を示す場所  
5の部局等とする。
  - 7 入札説明書の交付方法  
(場所) 長崎県地域振興部市町村課  
長崎県地域振興部市町村課のホームページ上にも掲載する。  
<https://www.pref.nagasaki.jp/section/shicho/index.html>
  - 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - 9 入札の場所及び期日等  
(場所) 長崎県庁行政棟1階大会議室A  
(期日) 令和7年7月8日16時30分開始  
入札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。  
(郵送による場合の入札書の受領期限等)  
(受領期限) 令和7年7月7日17時00分(必着)  
(提出先) 長崎県地域振興部市町村課  
(その他) 郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。
  - 10 入札保証金及び契約保証金
    - (1) 入札保証金  
免除する。
    - (2) 契約保証金  
契約金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合  
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
  - 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出  
入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。  
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
  - 12 入札の無効  
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(6)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。
    - (1) 競争入札に参加する者に必要な参加資格のない者が入札したとき。
    - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
    - (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
    - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
    - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
    - (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
    - (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

- (8) 納入予定の物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき（機能証明書を提出していない者又は機能証明書を提出し、審査を受け、合格しなかった者が入札したときを含む。）。
  - (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
  - (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
  - (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
  - (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
  - (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
  - (14) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
  - (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
  - (16) 代理人が入札したとき。
  - (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
  - (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
  - (19) 内封筒に、入札物品名の記載がないとき。
  - (20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 13 落札者の決定方法
- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
  - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
  - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
  - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 14 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
  - (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
  - (3) 調達手続の停止等  
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
  - (4) その他、詳細は入札説明書による。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:  
The lease and maintenance of representative terminals and business terminals for the Basic Resident Registration Network System
  - (2) Lease period:  
October 1, 2025 through September 30, 2030
  - (3) Delivery place:  
Please see attached information
  - (4) Time-limit for tender by registered mail:  
5:00 pm. July 7, 2025
  - (5) Date and time for the opening of tender:  
4:30 pm. July 8, 2025
  - (6) Point of Contact:  
Regional Development Department,  
Municipal Affairs Division,

Nagasaki Prefectural Government.  
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City,  
Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN  
TEL 095-895-2133

### 測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、西海市長から公共測量（空中写真撮影）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年5月27日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
西海市（全域）	令和7年9月1日から 令和8年3月31日まで

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八二四)  
二二一  
二二一  
四一

印刷所  
印刷人  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト  
クイック  
プリン  
ト